

存留在船通事一員 金応元 人伴三名

管船火長・直庫二名 林世正 馬居頼

梢水共に四十八名

右の執照は通事金応元等に付し、此れに准ぜしむ

万曆四十二年（二六一四）九月二十四日給す

執照

注*〔一八〇八〕を参照。

1-32-20

国王尚寧の、倭の情勢を報ずるため都通事蔡塵等を遣わす執

照（二六一六、二一、一八）

琉球国中山尚（寧）、倭情を報ずる事の為にす。

今、特に都通事蔡塵等を遣わし、咨文一通を捧じ、土小船に坐駕し、水梢を率領し、福建等処承宣布政使司に前赴して告投せしむ。別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。

王府、今、洪字第六十七号半印勘合執照を給し、通事蔡塵に付し、収執して前去せしむる所以なり。如し経過の関津把隘ところの驗とこ実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照を給するに至るべき者なり。

計開

都通事一員 蔡塵 人伴五名

水梢共に十二名

右の執照は都通事蔡塵等に付し、此れに准ぜしむ

万曆四十四年（二六一六）二月十八日給す

執照

注*『明実録』万曆四十四年六月乙卯の条に関連の記事がある。また

〔〇七一七〕を参照。

1-32-21

国王尚寧の、上奏文のとりつぎを請うため王舅毛繼祖等を遣

わす執照（二六一七、一〇、□）

琉球国中山王尚（寧）、転疏して聖聰に啓呈し、藩情を俯察し顛危を鑑照するを懇恩す等の事の為にす。

特に、王舅毛繼祖・正議大夫蔡堅等を遣わし、疏章一通・咨文五道を齎捧せしむ。小船一隻に坐駕し、風濤を險渉し、福建等処承宣布政使司並びに撫按両院・道等の衙門に前赴して投通す。扱りに差遣する員役は、別に憑引ひき無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。合に就ち給照して以て通行に便ならしむべし。

王府、今、洪字第六十八号半印勘合執照を給し、通事蔡塵・蔡錦等に付し、收執して前去し、公幹を導引せしむ。如し経過の関津把隘の去処の驗実に遇わば、即便に放行し、留遅し違悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

王舅一員 毛繼祖 人伴一十名

正議大夫一員 蔡堅 人伴一十名

都通事一員 蔡塵 人伴五名

存留在船使者二員 温納金 阿卑次頼 人伴五名

存留在船通事一員 蔡錦 人伴三名

直庫・総管二名 独眼 葉繼祖

梢水共に十二名

附搭の土夏布二百匹

右の執照は都通事蔡塵等に付し、此れに准ぜしむ

万曆四十五年（一六一七）十月 日給す

執照

注（一）憑引 文憑に同じ。（二）二八〇三注（一）参照。

1-32-22

国王尚寧の、万曆四十五年派遣の使者の消息をたずねて都通事陳華等を遣わす執照（一六一九、二、一一）

琉球国中山王尚（寧）、公務の事の為にす。

照得するに、万曆四十五年（一六一七）十月内、王舅・正議大夫等の官の毛繼祖・蔡堅等を差わし、船隻に坐駕し、咨文を齎捧し、福建省に前赴して公幹せしめ、去きてより今に迄るまで春秋両迭するも、未だ帰国に及ばず、人をして懸頸せしむ。理として合に差遣して端的の縁由を訪探せしむべし。此の為に特に都通事一員・使者一員の陳華・麻居刺等を遣わし、後に開す人伴・水梢等の役を帶領し、土小船一隻に坐駕し、渡海して前去し、王舅毛繼祖等の船隻の消息の縁由を訪探し、国に到りて回報せしむ、等の情あり。仍お順便もて硫黄四百斤を運載し、福建等処承宣布政使司に前赴し、告投して収貯せしむ、等の因あり。差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。合行に給照すべし。此の為に王府、今、洪字第七十号半印勘合執照を給し、都通事陳華等の員役に付し、收執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅悞して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開